

農場認定の仕組みについて

鹿児島県農政部
畜産振興課

1. 前回提示した農場認定制度（案）
2. 今回の農場認定の仕組み（案）
 - ア) 認定基準
 - イ) 認定の表示、名称等
 - ウ) 認定スキーム
 - エ) 認定までのスケジュール

前回提示した農場認定制度（案）

昨年度の第1回会議（R6.12.26）にて提示した農場認定制度（案）は以下のとおり
畜産事業者が環境負荷低減に取り組んでいることを認定することとした

1. 認定基準

- ・ J-クレジットのプロジェクトに登録された方法論（※1）による取組を行っていること
- ・ 農林水産省が定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを
実践していること

2. 認定の表示等

認定事業者はHPや自社パンフレット等に、鹿児島県から認定を受けている旨を表示できる

3. 認定制度の仮称

「鹿児島県畜産温室効果ガス削減推進農場」

4. 認定スキーム

県は、畜産事業者が認定基準を満たしていることを確認し、認定証を交付する。

※1 R8.1時点で登録されている畜産関係方法論は以下のとおり。（GX推進会議において取組をしているものを赤枠）

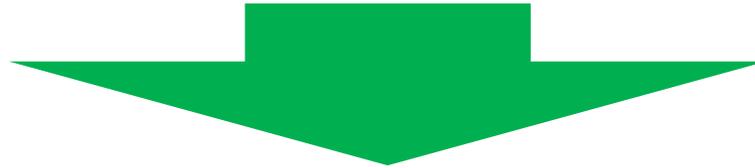
AG-001	AG-002	AG-006
家畜への アミノ酸バランス改善飼料の給餌	家畜排せつ物管理方法の変更	肉用牛への バイパスアミノ酸の給餌

今回の農場認定の仕組み（案）

ア）認定基準

○前回提示した認定基準

- ・ J-クレジットのプロジェクトに登録された方法論による取組を行っていること
- ・ 農林水産省が定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを実践していること



○ヒアリング結果

- ・ 農場認定に関する事業者へのヒアリングを行った結果、意欲や認定の基準などについて、以下の意見等があがった。

農場認定への意欲	認定の基準について
<ul style="list-style-type: none">・ ぜひやって欲しい（個別銘柄（PB）にとっては強みとなる可能性）・ 実証試験の結果から販売戦略を検討したのち、認定の活用を検討する・ あっても良いが、どう高く売るのが重要・ 試験結果がよければ積極的に利用する など	<ul style="list-style-type: none">・ グループの農場が多いため、グループの全飼養頭数の2分の1となると厳しい・ 経営体の全飼養頭数の2分の1となると厳しい・ 農場の半分以上の実施条件であれば可能・ 農場単位、牛舎単位であれば取り組みやすい など



今回の農場認定の仕組み（案）

ア）認定基準

○今回の認定基準

- ・畜産分野におけるJ-クレジット制度の方法論を利用したプロジェクトに参加していること（J-クレジットのプロジェクト運営・管理者と参加申し込み契約を交わしていること）
- ・実施する農場あるいは牛舎単位で、原則として全飼養頭数において方法論による取組を行っていること

※事業者の経営概況による飼養頭数の考え方は以下のとおり（AG-001、AG-006）

酪農		実施する農場あるいは牛舎の全経産牛頭数
肉用牛	繁殖経営	実施する農場あるいは牛舎の全繁殖雌牛頭数
	肥育経営	実施する農場あるいは牛舎の全肥育牛頭数
	一貫経営で繁殖牛のみ実施	実施する農場あるいは牛舎の全繁殖雌牛頭数
	一貫経営で肥育牛のみ実施	実施する農場あるいは牛舎の全肥育牛頭数
	一貫経営で繁殖・肥育の両方で実施	実施する農場あるいは牛舎の全繁殖雌牛＋肥育牛頭数

→経営規模が大きい事業者は、全農場の過半や大半となると難しいため、
「実施する農場あるいは牛舎単位で、原則として全飼養頭数」という基準としたい。

★具体的な数値は、事業者が本格導入をする際に、事業者と協議し、改めて設ける必要

今回の農場認定の仕組み（案）

イ）認定の表示、名称等

○認定の名称

- ・ 「鹿児島県GHG削減家畜飼養管理認定」
（通称：かごしまeco畜産認定、かごしまグリーン畜産認定）などを仮案とする

○認定の事業者による表示

- ・ 認定農場（事業者）は認定を受けた旨を各種媒体で表示することが可能である

○認定証・認定マーク

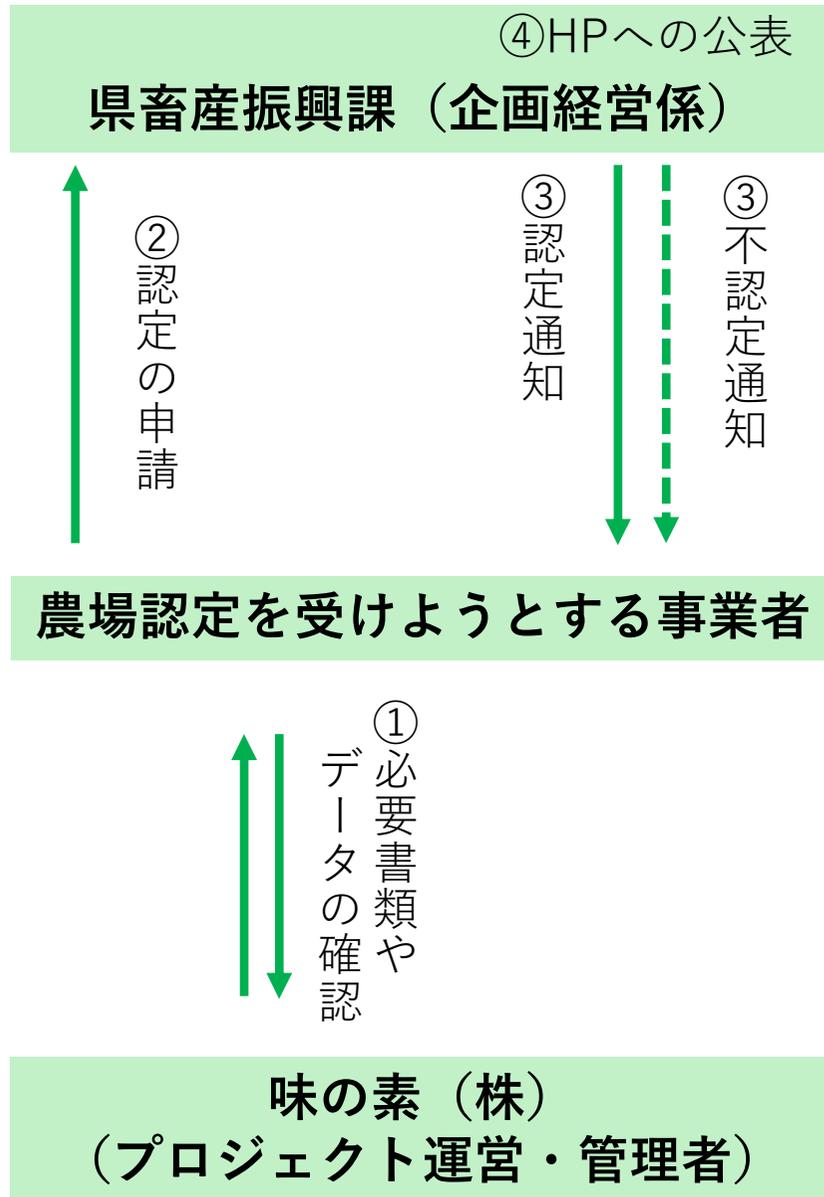
- ・ 認定証については、鹿児島県知事の認定として、認定の通知とともに送付
- ・ 認定は、申請のあった農場・牛舎単位で行うものとする
記載例：鹿児島県～認定（株）○○ □□農場 △△牛舎（肥育牛☆頭）
- ・ 認定マーク等についても、事業者のニーズを踏まえて作成するか検討

事業者からの意見

- ・ 農場認定により市場での評価（取引単価）が上がるかが重要
- ・ 統一的なもの（マーク等）があったほうが良い など

今回の農場認定の仕組み（案）

ウ）認定スキーム



①②認定の申請

認定申請書を提出。

申請書には以下を記載。

- ・申請者等の概要
- ・経営の概況（現状の経営規模や労働力等の概況）
- ・畜産GX活動の類型
（J-クレジットプロジェクトの方法論：
アミノ酸バランス飼料、バイパスアミノ酸等）
- ・畜産GX活動の内容・実績（実施している頭数等）
- ・プロジェクト運営・管理者による内容証明

③事業者への認定・不認定の通知

④認定通知後

- ・県は、HPにおいて認定一覧として公表

※認定は毎年更新するものとする

今回の農場認定の仕組み（案）

エ）認定までのスケジュール

令和8年1月20日	鹿児島県畜産GX推進会議
令和8年2月頃	事業者への農場認定の基準等の確認
令和8年春頃	農場認定の基準の決定
令和8年夏頃	農場認定の要領の策定
令和8年秋頃	J-クレジットの認証・発行（予定）※
令和8年秋以降	農場認定の申請
申請後1カ月程度	農場認定の通知
認定後1年	必要に応じて更新の申請

※味の素（株）が手続きを行うJ-クレジットの認証・発行